

学 第 5 8 5 号
令和 5 年 9 月 1 日

敦賀市学校給食あり方検討委員会 殿

敦賀市教育委員会



敦賀市学校給食のあり方について（諮問）

敦賀市の学校給食は、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい理解と判断力を養うことを目的に実施されています。

その学校給食に要する給食費について、長引く物価高騰の中、栄養バランスのとれた献立内容を維持しながら保護者の負担増を抑制するために、今年度については国庫補助を一時的な財源として、食材料費の一部を公費負担しているところ です。

来年度以降も当面の間は物価高騰が継続する見込みの中で、児童生徒に安全で安心な学校給食の提供を安定して継続していくために、現在の社会情勢の下での適正な給食の基準とその費用等について審議いただきたく、敦賀市学校給食あり方検討委員会設置条例第2条に基づき、以下のことを諮問いたします。

- (1) 学校給食摂取基準に即した本市の学校給食献立と適正な単価について
- (2) その他学校給食に関し必要な事項